

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、当院が入手した患者及びその他関係者の個人情報の取り扱いに関する規程である。当院従業者は、この規程に従って個人情報を取扱うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、「診療録（カルテ）」をはじめとした諸記録、「診察申込書」や「健康保険証」等、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(利用目的)

第3条 個人情報は、下記の目的に添った範囲内について、業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

(1) 患者への医療の提供に必要な利用目的

- ① 当院が行う患者に提供する医療サービス
- ② 当院が行う審査支払機関への保険請求事務（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ③ 当院が行う患者に係る医療機関等の管理運営業務のうち、「会計、経理」「病棟管理」「医療事故の報告」「当該患者のサービスの向上」等
- ④ 他の医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護介護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑤ 他の医療機関等からの照会への回答
- ⑥ 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑦ 検体検査業務の委託
- ⑧ 家族等への病状説明
- ⑨ 人間ドック、健康診断のご案内
- ⑩ 診療体制の変更など患者様の診療に関するご案内
- ⑪ 事業者等から委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等への結果通知
- ⑫ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外であって医療機関として必要な利用目的

- ① 医療機関の管理運営業務のうち、「医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「沼南会において行われる学生の実習への協力」「症例検討」
- ② 医療機関の管理運営業務のうち、「外部監査機関への情報提供」

2 上記の利用目的については、患者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして扱うことができる。

3 ただし、患者から「同意した以外のものがある」「個人情報の利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取扱うこととする。なお、この申し出は、文書によらなければならない。

申し出については、診療録に記載することにより誤りがないように取扱う。診療録以外の個人情報の取り扱いについては、必ず診療録を確認することによって行う。

4 そうした申し出があった後に、当該患者から同意や留保の変更について文書を付して申

し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

(安全措置)

第4条 個人情報保護にかわる組織的対応について

- (1) 個人情報保護に関する教育研修を実施し、個人情報の保護の推進を図る。
- (2) 医事課を苦情・相談窓口の担当者とする。苦情等があった場合は、院長に報告し対応を図る。
- (3) 第3者への情報提供の可否については、診療情報提供委員会で討議、決定する。

第5条 雇用契約や就業規則において、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課す。

第6条 医事課、看護師詰所、医局をはじめ、全ての室について、室内に職員がいない場合は必ず鍵をかけるなど、盗難等の予防策を講じる。

第7条 「ID やパスワードによる認証などアクセス管理」「アクセス記録の保存」「ファイアウォールの設置」など、個人情報保管物への技術的安全管理措置を講ずる。

第8条 個人データが消失しないように留意するとともに、本人の照会に対応できるよう検索可能な状態で保存する。

第9条 不要となった個人データの廃棄、消去にあたっては、焼却や溶解など復元不可能な形にして廃棄する。物理的廃棄を行う

(職員教育)

第10条 個人情報保護に関する研修を年1回以上行うとともに、全職員に、「個人情報の取り扱いに関する規程」や「個人情報保護に関する宣言」の周知を図る。

(業務委託)

第11条 業務委託を行う場合は、委託契約において、当院が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み、委託先の義務とする。

- 2 委託先が再委託を行っている場合は、再委託先の業者が個人情報を適切に取扱っていることが確認できるよう契約において配慮する。
- 3 契約に盛り込んだ安全管理措置が適切に行われていることを定期的に確認する。

(診療録の開示等の取扱い)

第12条 診療録等の開示請求が患者本人からあった場合は、下記の手続きを経て開示する。

- ① 個人情報開示請求の窓口及び苦情・相談窓口を院内掲示で案内をする。
- ② 請求先本人であることが証明できるもの（免許証、保険証等）を添えて、文書により開示する資料を特定して請求を行っていただく。

本人でない場合は、原則として開示しない。

ただし、死亡した患者の家族が家族であることを証明できる資料を添えて申し出た場合や、患者に判断能力がない場合であって、患者の家族が家族であることを証明できる資料を添えて申し出た場合は、開示する。

- ③ 開示することで次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

ア) 本人又は第3者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⇒患者と、家族や関係者の人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害する恐れ

がある場合。

⇒患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合。

イ) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ウ) 他の法令に違反することとなる場合。

- ④ 開示にあたっては、必要に応じ職員が説明を行うこととする。コピーを取る場合は、1 頁につき 10 円の手数料を徴収する。
- ⑤ 開示した診療録等の内容について、電話などでの問合せには答えられない。

(第 3 者提供の取扱い)

第 13 条 患者本人以外に情報を提供する場合は、あらかじめ患者本人の同意を得ることを原則とする。ただし、次に掲げる公的機関からの開示要求については、本人の同意を得ずに情報の提供を行う場合がある。なお、その場合「身分証明書」の提示と、「開示要求を求める文書」の提出を求める。また情報提供の可否については、病院長が判断をする。

- (1) 医療法 25 条、63 条、薬事法 69 条、検査技師法 20 条、健康保険法 60 条、78 条、94 条、社会保険診療報酬支払基金法第 18 条、医療観察法 90 条、101 条、108 条、統計法 5 条、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 37 条に基づき、報告徴収・立入検査等に応じることが義務付けられているもの
- (2) 健康保険法 76 条、療担規則 16 条の 2 等、老人療担 19 条の 4、療担規則 19 条の 4 等、療担規則 10 条、薬担規則 7 条等、母体保護法第 25 条、感染症予防法 12 条、薬事法 68 条の 9、薬事法 77 条の 3、薬事法 77 条の 4 の 2、薬事法 77 条の 5、薬事法 80 条の 2、薬剤師法 24 条、薬剤師法 25 条の 2、麻薬及び向精神薬取締法 58 条の 2、児童虐待防止法 6 条、児童福祉法 25 条、医療観察法 25 条、医療観察法 37 条等、医療観察法 99 条、医療観察法 110 条、111 条、精神保健福祉法 38 条の 2、感染症患者の都道府県知事への届出、介護保険法に基づく不正受給者に関わる市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告、刑事訴訟法第 218 条、地方税法 72 条の 63 に基づき、行うことが義務付けられているもの及び配偶者暴力防止法 6 条に基づく通報
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 14 条 本規程の改廃は、経営管理部が行う。

付則 本規程は、2005 年 4 月 1 日より効力を有す。

2011 年 4 月 1 日
広島県福山市沼隈町中山南 4 6 9 - 3
社会医療法人社団沼南会 沼隈病院
院長